

兵庫県公報

平成19年3月2日 金曜日 第1854号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○換地処分に伴う淡路市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○同 上（同）	2
○同 上（同）	4
○被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	7
○保安林の指定の解除予定（森林保全室）	8
○保安林の指定の解除予定通知（同）	8
○道路の区域の変更（道路保全課）	8
○車両制限令に基づく道路の指定（同）	9
○同 上（同）	9
○中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	11
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（土地対策室）	11
○景観影響評価準備書の縦覧等（景観形成室）	11
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	12
○土地区画整理事業の換地処分完了の届出（同）	12
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	12
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（参画協働課）	13
○大規模小売店舗の変更に関する届出（東播磨県民局）	13
選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
公安委員会告示	
○地域交通安全活動推進委員の委嘱等	16

告 示

兵庫県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前		変 更 後	
大 字	字	大 字	字

釜口	細井理	1546の1の一部	釜口	八王寺
	里	2783の2		
	八王寺	1543の一部	釜口	細井理
	高田	1585の2の一部 1587の3の一部 1592の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

また、大字釜口字細井理1556、1556の1に隣接する大字釜口字高田の道路、水路である公有地の一部、大字釜口字細井理1557の2に隣接する大字釜口字立羽谷の水路である公有地の全部、大字釜口字高田1585の3に隣接する水路である公有地の全部は、大字釜口字細井理に編入する。

また、大字釜口字高田1585の2、1588、1589に隣接する大字釜口字大番田の水路である公有地の全部、大字釜口字高田1587の1、1587の3、1589に隣接する大字釜口字細井理の水路である公有地の一部、大字釜口字高田1590に隣接する大字釜口字大番田の道路、水路である公有地の全部は、大字釜口字高田に編入する。

備考 地番は、平成18年10月16日現在の地番である。

兵庫県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
深 草	荒 神	1 3から7まで 9 11の1	深 草	下ノ谷
	居屋敷	191) 219 192)		
	森ノ谷	168 172から176まで 189		
	荒神前	183		
	森ノ鼻	190 193から196まで 200 200の1 201 202の1 202の2		
	北ノ谷	203 204 204の1 205 211の1から211の3まで 212から214まで 218		
	北 浦	215から217まで 221		
	川 端	220 224の1 225の1 225の2 226		
	北 角	270		
居屋敷	42	深 草	貝 手	

家の南	43		
辻堂	78の2 79 79の1 79の2 90 91		
新田	92 ⁹³ / ₉₄) 99 ¹⁰⁰ / _{100の1})		
浮免	101 102 104		
法清	105 106		
大下	107 109		
西ノ谷	138の1		
太田	141の1 141の3		
居屋敷	120の1 120の3 121の1から121の3まで	深草	西ノ谷
貝手	119の2		
法清	645 646の1から646の3まで 647から649まで		
鍛冶屋敷	110の1 110の2 111から113まで 114の1 114の2 115から117まで 122 ¹²³ / ₁₂₅) の1 ¹²³ / ₁₂₅) の3 ¹²³ / ₁₂₅) の4 124の1から124の3まで 126の1		
五十歩田	737		
政後ノ下	246から248まで 256 257 258のイ 258のロ	深草	北浦
北角	273から275まで 278 289 290		
潰ノ形	277		
門ノ下	279		
松場	309の1	深草	権上
北角	317の2		
シッケン	329		
大鼓ノ下	332の2		
川ノ上	336		
小谷	604 605 ⁶⁰⁶ / ₆₀₈) 609の1		
石畑	586の1 586の2 587 588	深草	大溝
北谷	596の1		
辻堂	620から622まで	深草	長谷
辻堂ノ北	626の1		

薩摩免	669から671まで		
五十歩田	661の1 661の2 662の1 662の2 665 666 667の1 667の2 733 735の1 738の1 738の2 739の1から739 の3まで	深 草	瀬 町
馬 売	724 725の1から725の3まで 726から728まで 729の1 729の4 729の5 731 732の1 732の2 740の1 741 760 762の1から762の5まで ⁷⁶³ ₈₂₅ 764 764の1 765か ら771まで 771の1 815 815の1		
仏 田	761		
鷲ガ巣	775 776の1 776の2 777	深 草	馬 売
大 畑	813の2 813の3		
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成18年10月16日現在の地番である。

兵庫県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
遠 田	瀧ノ向	146の1 146の2	遠 田	閻 岡
	高 堂	107の1 107の3 107の4 109の1 109の2 110から113 まで 113の1 113の2	遠 田	瀧ノ向
	瀧 川	225の1		
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番は、平成18年10月16日現在の地番である。

兵庫県告示第212号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 開 設 者 所 在 地 指 定 年 月 日

長田フレンド薬局	株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	神戸市長田区大塚町6-1-14	平成19年1月1日
高倉台調剤薬局	高松 義 幸	同 市須磨区高倉台4-2-6	同 年2月1日
舞たもん薬局	北平 進	同 市垂水区舞多聞東3-2-18	同
総合リハ 訪問看護ステーション	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 理事長 永井 光明	同 市西区曙町1070	平成19年1月15日
尼崎フレンド薬局	株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	尼崎市久々知西町2-4-21	同 月1日
尼北フレンド薬局	同 上	同 市塚口町6-20-1-102	同
いなばフレンド薬局	同 上	同 市稲葉元町2-17-30	同
いるか薬局	同 上	同 市稲葉荘2-6-19	同
北園田フレンド薬局	同 上	同 市田能3-1-40	同
杭瀬フレンド薬局	同 上	同 市杭瀬北新町2-3-13	同
潮江フレンド薬局	同 上	同 市潮江1-29-10	同
昭和通フレンド薬局	同 上	同 市昭和通7-241-2	同
中央フレンド薬局	同 上	同 市潮江1-13-5-103	同
塚口フレンド薬局	同 上	同 市塚口本町1-23-13	同
ながすフレンド薬局	同 上	同 市長洲西通1-8-17	同
西大物フレンド薬局	同 上	同 市昭和通2-6-30-102	同
フレンド薬局	同 上	同 市稲葉荘2-6-20	同
南塚口フレンド薬局	同 上	同 市南塚口町6-1-13	同
武庫川町フレンド薬局	同 上	同 市武庫川町3-66-5	同
武庫ノ荘フレンド薬局	同 上	同 市南武庫之荘1-3-1-103	同
武庫フレンド薬局	同 上	同 市武庫元町2-9-1	同
うえだこどもクリニック	医療法人社団 うえだこどもクリニック 理事長 上田 亨	西宮市田中町3-1 エイヴィスプラザ2階205号	同
上ヶ原フレンド薬局	株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	同 市上ヶ原九番町2-15	同
かわらぎフレンド薬局	同 上	同 市瓦林町2-15	同
つばめ薬局	前之園 誠 二	同 市市庭町9-4	平成19年2月1日
鳴尾フレンド薬局	株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	同 市里中町3-7-13	同 年1月1日
西宮フレンド薬局	同 上	同 市上田西町3-43 サンロイヤル武庫川サンク1F	同
阪神西宮フレンド薬局	同 上	同 市六湛寺町13-18	同
むろかわフレンド薬局	同 上	同 市室川町11-2-102	同
門戸フレンド薬局	同 上	同 市伏原町7-15-103	同
南芦屋浜フレンド薬局	同 上	芦屋市陽光町4-61	同
伊丹フレンド薬局	同 上	伊丹市中央4-1-6	同
北伊丹フレンド薬局	同 上	同 市北伊丹8-251-1-102	同
こやいけフレンド薬局	同 上	同 市昆陽池1-79-1	同
こやの里フレンド薬局	同 上	同 市山田4-6-52	同
西伊丹フレンド薬局	同 上	同 市行基町3-1	同
かわもフレンド薬局	同 上	宝塚市川面4-9-6	同
米田薬局中山寺店	米田 眞理子	同 市中山寺1-85-1	平成19年1月19日
フタツカ薬局北在家店	株式会社セブタ 代表取締役 二塚 憲次	加古川市加古川町北在家2270	平成18年4月1日
三木フレンド薬局	株式会社フロンティア 代表取締役 大西 且祐	三木市加佐174-3	平成19年1月1日
長 整形 外科	医療法人社団 長 整形 外科 理事長 長 嗣麿	姫路市辻井1-1-17	同
ナカ調剤薬局駅前店	株式会社ナカ薬局 代表取締役 中島 恒子	神崎郡福崎町福田字高町397-11、 字前田294-6	平成19年2月1日
たなか歯科クリニック	田中 久 盛	篠山市味間南1009-1	同 年1月1日

兵庫県告示第 213 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 東芦田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	蘆 田 寛 二	丹波市青垣町東芦田552番地 6
同	荻 野 義 晴	同 市青垣町東芦田71番地 1
同	大 西 浩 明	同 市青垣町東芦田187番地 3
同	小 寺 康 弘	同 市青垣町東芦田725番地
同	蘆 田 敏 光	同 市青垣町東芦田1081番地
同	大 西 好 直	同 市青垣町東芦田185番地
同	大 西 重 春	同 市青垣町東芦田167番地
同	荻 野 一 喜	同 市青垣町東芦田82番地 8
同	塩 見 修	同 市青垣町東芦田356番地
同	蘆 田 一 馬	同 市青垣町東芦田429番地 2
同	芦 田 英 介	同 市青垣町東芦田726番地 1
同	小 寺 久 昌	同 市青垣町東芦田658番地
同	蘆 田 晃	同 市青垣町東芦田804番地
同	足 立 辰 彦	同 市青垣町東芦田1109番地
同	蘆 田 博 文	同 市青垣町東芦田948番地 1
同	長 井 真 澄	同 市青垣町東芦田1063番地
同	長 井 一 巳	同 市青垣町東芦田1027番地
同	蘆 田 芳 明	同 市青垣町東芦田1256番地 1
同	芦 田 義 一	同 市青垣町東芦田1258番地
同	門 尾 藤 七	同 市青垣町東芦田1358番地 2
同	溝 尾 重 雄	同 市青垣町東芦田1366番地 1
監 事	小 寺 昌 樹	同 市青垣町東芦田670番地 1
同	芦 田 正 春	同 市青垣町東芦田1269番地 1
同	芦 田 秀 明	同 市青垣町東芦田556番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	芦 田 忠 二	丹波市青垣町東芦田1247番地
同	長 井 克 己	同 市青垣町東芦田928番地 2
同	足 立 浩 三	同 市青垣町東芦田1159番地
同	細 見 共 行	同 市青垣町東芦田1386番地
同	塩 見 弥	同 市青垣町東芦田325番地
同	大 西 正 晴	同 市青垣町東芦田161番地 1
同	小 寺 喜 文	同 市青垣町東芦田612番地
同	芦 田 昇	同 市青垣町東芦田481番地
同	門 尾 喜 久 雄	同 市青垣町東芦田1375番地
監 事	蘆 田 敏 光	同 市青垣町東芦田1081番地
同	芦 田 正 春	同 市青垣町東芦田1269番地 1

2 田原東部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長 澤 茂 太	神崎郡福崎町東田原92番地
同	石 川 幹 夫	同 郡同 町東田原1160番地 1

同	長	澤	昇	同	郡同	町東田原75番地
同	三	輪	貞	同	郡同	町東田原1276番地
同	吉	識	正	同	郡同	町大貫2389番地 1, 2390番地合併
同	吉	識	泰	同	郡同	町大貫2473番地
同	三	木	狷	同	郡同	町東田原1691番地 1
同	柳	田	英	同	郡同	町東田原1814番地
同	福	永	繁	同	郡同	町東田原1622番地 2
同	藤	川	幸	同	郡同	町西田原307番地 1
同	繁	内	幹	同	郡同	町西田原150番地 2
同	近	藤		同	郡同	町西田原725番地
同	佐	野		同	郡同	町西田原697番地 5
同	嶋	田	正	同	郡同	町八千種2471番地
監 事	長	澤	正	同	郡同	町東田原53番地
同	井	奥	新 二	同	郡同	町西田原292番地
同	柳	田	敏 郎	同	郡同	町東田原1761番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

住 所

長 澤 茂 太

長 澤 昇 貞

三 輪 貞 幸

佐 伯 勝 也

吉 識 正 芳

吉 識 泰 輝

柳 田 英 文

福 永 繁 一

安 井 淳 昌

同 藤 川 幸 雄

同 繁 内 幹 夫

同 近 藤 博

同 佐 野 勝

同 嶋 田 正 義

監 事 長 澤 正 義

同 柳 田 敏 郎

同 井 奥 新 二 郎

神崎郡福崎町東田原92番地
同 郡同 町東田原75番地
同 郡同 町東田原1276番地
同 郡同 町東田原1152番地
同 郡同 町大貫2389番地 1, 2390番地合併
同 郡同 町大貫2473番地
同 郡同 町東田原1814番地
同 郡同 町東田原1622番地 2
同 郡同 町東田原2302番地
同 郡同 町西田原307番地 1
同 郡同 町西田原150番地 2
同 郡同 町西田原725番地
同 郡同 町西田原697番地 5
同 郡同 町八千種2471番地
同 郡同 町東田原53番地
同 郡同 町東田原1761番地
同 郡同 町西田原292番地

兵庫県告示第 214 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年 2月20日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所

ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	芋畦池地区	平成19年3月2日から 同 月22日まで	加西市役所
-----------------------------	-------	-------------------------	-------

兵庫県告示第215号

森林法（昭和29年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 解除予定保安林の所在場所
宝塚市玉瀬字桃堂1の2（次の図に示す部分に限る。）、1の7
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局森林保全室、阪神北県民局地域振興部宝塚農林振興事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第216号

森林法（昭和29年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 解除予定保安林の所在場所
養父市大屋町加保字加保坂58の108、大屋町大杉字片尾368の2、369の2、395の2
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
農道用地とするため

兵庫県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年3月2日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 浜坂井土線	美方郡新温泉町栃谷字大柴74番から 同郡同町古市字下川原57番1まで	旧	7.0から 26.0まで	1,141.0	予定地
		新	7.0から 26.0まで 10.0から 43.0まで	1,141.0 1,115.0	

兵庫県告示第 218 号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成19年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道 芦屋 鳴 尾 浜 線	芦屋市陽光町13から 同 市陽光町13まで
県道 東 灘 芦 屋 線	芦屋市陽光町11から 同 市陽光町13まで

2 指定する期日

平成19年 4月 1日

兵庫県告示第 219 号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成19年 3月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 1 7 3 号 線	川西市鼓が滝 1 丁目 1 番16から 同 市長尾町 1 番25まで
一般国道 1 7 5 号 線	丹波市氷上町横田字中ら堂626番14から 同 市氷上町横田字茶屋ノ下672番 2 まで
一般国道 1 7 6 号 線	川西市栄根 2 丁目 6 番 5 から 同 市小戸 2 丁目318番 4 まで
一般国道 1 7 6 号 線	丹波市氷上町横田字下中ら堂627番 1 から 同 市柏原町柏原字六反田2910番 2 まで
一般国道 2 5 0 号 線	姫路市飾磨区妻鹿東海町 2 番から 同 市飾磨区細江字福島520番104まで
一般国道 2 5 0 号 線	姫路市飾磨区構字東津田新田1023番 1 から 同 市網干区新在家字三ツ石1408番11まで
一般国道 2 5 0 号 線	加古川市加古川町南備後字大矢毛47番 1 から 高砂市荒井町小松原 4 丁目32番 1 まで
一般国道 2 5 0 号 線	加古郡播磨町野添南 1 丁目 2 番から 加古川市加古川町南備後字八反草291番 6 まで

一般国道 2 5 0 号 線	姫路市白浜町字北浜丙482番7から 同 市白浜町字乙八束新開甲1122番1まで
一般国道 3 1 2 号 線	朝来市和田山町加都字宮ケ田833番1から 神崎郡神河町大山字シデガ山1174番28まで
一般国道 4 7 7 号 線	川西市東畦野字長尾2番85から 同 市長尾町1番25まで
一般国道 4 7 7 号 線	川西市黒川字白柏1番4から 同 市黒川字口滝谷1番5まで
一般国道 4 8 3 号 線	朝来市山東町柴字梅ノ木田353番2から 丹波市青垣町遠阪字桑垣1113番3まで
県道 尼 崎 池 田 線	伊丹市北伊丹7丁目86番1から 川西市小花1丁目255番1まで
県道 三 木 穴 栗 線	小野市檜山町字向山1456番137から 同 市市場町字庄司口720番1まで
県道 尼 崎 宝 塚 線	尼崎市大島1丁目1番から 伊丹市池尻1丁目1番まで
県道 高 砂 北 条 線	高砂市荒井町扇町455番6から 加古川市東神吉町西井ノ口字沖田360番4まで
県道 尼 崎 港 崇 徳 院 線	尼崎市元浜町5丁目97番から 同 市武庫川町2丁目55番1まで
県道 尼 崎 港 崇 徳 院 線	尼崎市武庫川町2丁目55番1から 同 市大島1丁目1番まで
県道 二 見 港 土 山 線	明石市二見町西二見字観音1746番2から 同 市魚住町清水字井桶田2156番1まで
県道 国 分 寺 白 浜 線	姫路市継字住吉前608番1から 同 市白浜町字北浜丙482番7まで

2 指定する期日

平成19年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色

の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げる
こと。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害
箇所のないことを確認の上走行すること。

兵庫県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、中播都市計画下水道事業（平成17年兵庫
県告示第774号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画下水道事業
姫路市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和13年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

兵庫県告示第221号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民
局長から報告があった。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日 時 平成19年3月12日（月） 14時から15時まで
- 2 場 所 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号
兵庫県神戸県民局西神戸庁舎 4階 401会議室
- 3 被聴聞者
免許証番号 兵庫県知事(5)第9063号
免許年月日 平成14年7月5日
事務所所在地 神戸市中央区楠町六丁目10番12号
商号又は名称 株式会社三佳
代表者氏名 代表取締役 世良田 守

兵庫県告示第222号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定
により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦
覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記
載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室に提出すること。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 有馬陶涼不動産投資ファンド特定目的会社
代表者の氏名 福 田 武 彦
住所 東京都港区浜松町1丁目12番6号
- (2) 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称)有馬陶涼
所在地 神戸市北区有馬町字有馬958番1ほか
- (3) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室及び神戸県民局県土整備部まちづくり課
縦覧期間 平成19年3月2日から同月15日まで
- (4) 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成19年3月2日から同月15日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室
- 2 (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社イマス
代表者の氏名 吉 田 賢 治
住所 大阪府中央区淡路町3-1-9
- (2) 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称)三田三輪アミューズメント施設
所在地 三田市三輪4丁目5
- (3) 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室及び阪神北県民局県土整備部建築課
縦覧期間 平成19年3月2日から同月15日まで
- (4) 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成19年3月2日から同月15日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局景観形成室

兵庫県告示第 223 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、淡路市南谷土地区画整理組合の事業計画の変更を平成19年2月19日に認可した。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 224 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、篠山市篠山口駅西土地区画整理組合から篠山都市計画事業篠山口駅西土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第 225 号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成19年3月26日から適用する。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

を

「

同	三田中央支店	三田市中央町
---	--------	--------

同	三田中央支店	三田市中央町
---	--------	--------

同	ウディタウン支店	三田市けやき台
---	----------	---------

に改める。

公 告

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年2月14日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ライフ・クリエイト

イ 代表者の氏名 井筒 収

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市下手野三丁目3番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者等社会的弱者に対して、日常生活の支援や精神面でのサポートに関する事業を行い、社会生活向上の増進活動に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に係る届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年3月2日

東播磨県民局長 山田一成

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ステーションプラザ西明石

所在地 明石市小久保2丁目7番地の20

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 神戸SC開発株式会社

代表者の氏名 松村 祐一

住所 神戸市灘区住吉本町1丁目2番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社誠心堂書店
代表者の氏名 古川 修 治
住所 姫路市八代371-8
ほか13者

4 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻

ア 変更前

ローソン 午前0時
その他の小売業者 午前8時30分

イ 変更後

ローソン 午前0時(変更なし)
その他の小売業者 午前6時

(2) 閉店時刻

ア 変更前

ローソン 翌午前0時
その他の小売業者 午後8時

イ 変更後

ローソン 翌午前0時(変更なし)
その他の小売業者 午後10時

5 変更する年月日

平成19年9月1日

6 以下に掲げるもののうち、上記4の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,978平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

64台

イ 駐輪場の収容台数

0台

ウ 荷さばき施設の面積

60平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

12.5立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時から午後11時30分まで

イ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

平成19年2月9日

8 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年3月2日から4月間

9 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年7月2日
 提出先 東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定、既に指定した施設に関し、指定の取消し及び所在地の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年3月2日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

1 病院及び介護老人保健施設の表明石市の項中、

医療法人 十愛会 国仲病院	同 市魚住町錦が丘4丁目12-11
---------------	-------------------

を

医療法人 伯鳳会 明石はくほう会病院	同 市魚住町錦が丘4丁目12-11
--------------------	-------------------

に、

医療法人社団 仁恵会 石井病院	同 市桜町2-1
-----------------	----------

を

医療法人社団 仁恵会 石井病院	同 市天文町1丁目5-11
-----------------	---------------

に改める。

2 老人ホームの表姫路市の項中、

特別養護老人ホーム あじさいホーム	同 市安富町植木野426-64
-------------------	-----------------

を

特別養護老人ホーム あじさいホーム	同 市安富町植木野426-64
特別養護老人ホーム 星陽	同 市別所町別所1131

に改め、同表尼崎市の項中、

介護付有料老人ホーム ウェルハウス尼崎	同 市杭瀬南新町4丁目5-3
---------------------	----------------

を

介護付有料老人ホーム ウェルハウス尼崎	同 市杭瀬南新町4丁目5-3
---------------------	----------------

特別養護老人ホーム 高齢者総合福祉施設 あまの里	同 市下坂部3丁目2-40
特別養護老人ホーム 博寿苑	同 市武庫元町2丁目23-15

に改め、同表豊岡市の項中、

特別養護老人ホーム けやきホーム	同 市但東町太田字多々614
------------------	----------------

を

特別養護老人ホーム けやきホーム	同 市但東町太田字多々614
特別養護老人ホーム 楽々むら	同 市城崎町楽々浦字深原419-1

に改め、同表三木市の項中、

ケアハウス さざんかの郷	同 市吉川町大沢418
--------------	-------------

を

ケアハウス さざんかの郷	同 市吉川町大沢418
特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 カトレア三木	同 市福井字鷹尾1981-1

に改める。

3 身体障害者支援施設及び保護施設の表姫路市の項中、

重度身体障害者更生援護施設 夢前リハビリセンター	同 市夢前町勘野796-1
--------------------------	---------------

を

重度身体障害者更生援護施設 夢前リハビリセンター	同 市夢前町勘野796-1
救護施設 ジョイガーデン	同 市林田町上伊勢1137-1

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第56号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり平成19年2月1日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

平成19年3月2日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 委嘱をした者

氏名	連絡先	活動区域
川口一郎	神戸市中央区元町通5丁目7番3号	生田警察署 の管轄区域
赤坂通夫	神戸市中央区楠町2丁目1番17号	
三室和彦	神戸市中央区北長狭通2丁目30番52号	

2 委嘱を解いた者

氏名	活動区域
水杉衛	生田警察署の管轄区域
高島弘	
中野良夫	